

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 資料 1 - 2               | H21.3.27 |
| 障害福祉サービス等に係る<br>事業者説明会 |          |
| 千葉県障害者自立支援課            |          |

別 冊

## 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 1)

(注) 現時点での整理であり、今後変更がありうるものである。

|    |               |    |
|----|---------------|----|
| 1  | 共通事項          | 1  |
| 2  | 訪問系サービス共通     | 3  |
| 3  | 居宅介護          | 7  |
| 4  | 重度訪問介護        | 8  |
| 5  | 重度障害者等包括支援    | 10 |
| 6  | 日中活動系サービス共通   | 10 |
| 7  | 生活介護          | 11 |
| 8  | 児童デイサービス      | 12 |
| 9  | 自立訓練(機能訓練)    | 13 |
| 10 | 就労移行支援        | 13 |
| 11 | 就労継続支援 A 型    | 15 |
| 12 | 就労継続支援 B 型    | 15 |
| 13 | 施設入所支援        | 16 |
| 14 | 短期入所          | 17 |
| 15 | 共同生活介護・共同生活援助 | 20 |
| 16 | サービス利用計画作成費   | 24 |
| 17 | 障害児施設関係       | 25 |

平成 21 年 3 月 12 日 (木)

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

## 1 共通事項

### 【新規加算の届出の時期について】

#### 問 1-1

都道府県知事への届出が必要な加算について、平成 21 年 4 月から加算を算定しようとする場合は、事業所等から都道府県への体制加算の届出はいつまでにする必要があるのか。

(答) 通常、4 月から加算の算定を開始する場合は 3 月 15 日までに都道府県へ届出を行うこととなるが、平成 21 年度に報酬改定を実施することを踏まえ、4 月中に届けられた新規加算については 4 月分の報酬からの算定が可能な取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

### 【福祉専門職員配置等加算】

#### 問 1-2

標記の加算算定については、報酬告示の新旧対照表において、「常勤で配置されている従業員のうち・・・」とされているところだが、この場合、常勤とは、正規、パート等による職種は問わないものか。

(答) 常勤とは、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者（指定基準解釈通知）であり、正規・非正規の別は問わない。

たとえば、所定労働時間が週 40 時間である事業所の場合、正規・非正規問わず 40 時間勤務している者については「常勤」として当該加算の計算を行うこととする。

### 【福祉専門職員配置等加算】

#### 問 1-3

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の「3 年以上従事している従業者」の 3 年としてとらえられる職種・業務の範囲はどのようなものか。

(答) 「3 年以上従事している従業者」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には平成 21 年 4 月における勤続年数 3 年以上のものは、平成 21 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上であるものをいう。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業（指定旧法施設支援を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域生活支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

### 【福祉専門職員配置等加算】

#### 問 1-4

職員の採用や退職により状況変動があった場合の取扱いは他の加算と同様か。

(答) 他の加算と同様、算定要件が満たせなくなる状況が発生した場合は、その旨を速やかに都道府県へ届け出ることとする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－5

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の算定における常勤割合については、常勤換算で 75%以上必要であるのか、それとも従業者の人数（頭数）が 75%以上必要なのか。

(答) 常勤換算で常勤で配置されている従業者の割合が 75%以上であればよい。

例)・職員総数（常勤換算） 10人  
・うち常勤職員 8人  
→常勤職員の割合 80%

よって、この事業所は福祉専門職員配置等（Ⅱ）を算定可能である。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－6

管理者、サービス管理責任者と兼務を行っている生活支援員等については、「直接処遇職員として常勤で配置されている従業者」としてカウントしてよいのか。

(答) 管理者に関しては、人員配置基準上、支障のない範囲内において直接処遇職員との同時並行的兼務が可能とされているため、直接処遇職員の業務を行う時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合には、常勤の従業者として計上して差し支えない。

一方、常勤で配置されているサービス管理責任者については、直接処遇職員との兼務が認められていないため、当該加算への算入はできない。

ただし、非常勤で配置されているサービス管理責任者（2人目以降のサービス管理責任者等）であって、一定時間生活支援員等として勤務している場合には、福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の算定における、常勤従事者の割合を算定する際の分母に含めることとする。

【福祉専門職員等配置加算】

問 1－7

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の算定要件として、「生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。」とあるが、

- ① 過去に 3 年以上、常勤かつ生活支援員として従事している必要があるという理解でよいのか。（たとえば過去に事務職員の期間を含めてかまわないか）
- ② 育児休暇などの休職期間があっても、合計して 3 年以上であれば算定要件を満

たすか。

(答)

- ① 過去に生活支援員等として従事している期間とする。(事務職員としての期間は含まない)
- ② お見込みのとおり。

【利用者負担上限額管理加算】

問 1－8

以下の月について、加算の算定の可否如何。

- ① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月
- ② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月
- ③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

(答)

- ① 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。
- ② “ ” 加算を算定できる。
- ③ “ ” 加算を算定できる。

【医療連携体制加算】

問 1－9

医療機関等との連携については、看護職員の訪問について文書により医療機関と契約を締結することを要するのか。

また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定しているのか。また看護職員の範囲はどこまでか。

(答) 医療機関等と文書による契約を締結することとする。

また、「医療機関等」とは例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で同施設の医師の指示により派遣される場合なども考えられる。

なお同一法人内において行う場合は、法人内の医療体制にかかる実施計画等を作成し、看護職員が配置されている本体施設に支障がないよう留意すること。

看護職員は、看護師、准看護師及び保健師とする。

## 2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問 2－1

訪問系サービス事業者において、特定事業所加算を取得すれば、利用者の自己負担額も増加することになるが、加算を取得した上で、負担軽減のため、特定の利用者に対して加算を行わないという取扱いをすることは可能か。

(答) 加算を取得した上で、利用者間に加算の適否の差を付けることは、利用者間の不合理な負担の差を是認することにつながりかねないと考えられるので認められない。

したがって、加算を取得するか、あるいは利用者の負担を考慮して取得しないかのどちらかを、あらかじめ各事業者が十分検討の上、選択する必要がある。

【特定事業所加算】

問 2－2

特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどうになるのか。（変更は該当月からの変更となるのか。それとも翌月からの変更となるのか。）

（答）基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

【特定事業所加算】

問 2－3

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者ごとの研修計画」については、どのようなものを作成するのか。

（答）当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する。

【特定事業所加算】

問 2－4

特定事業所加算の算定要件の一つである「訪問系サービス事業者が実施する健康診断」の取扱いはどうなるのか。また、上記の健康診断を非常勤従業者が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的に受診する場合の取扱いはどうなるのか。

（答）事業者が実施する健康診断は、労働安全衛生法と同等の定期健康診断である。健康診断については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施するものとする。

平成21年度については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとする。

なお、従業者が事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受診することを希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受診したものとして取り扱って差し支えない。

【特定事業所加算】

問 2－5

特定事業所加算の算定要件の一つである「緊急時における対応方法の明示」はどのように行うのか。

（答）当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記

載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

【特定事業所加算】

問 2－6

特定事業所加算の算定要件の一つである「熟練した従業員の同行による研修」の熟練した従業員とはどのような従業員を想定しているのか。

(答) 新規に採用した従業員に対する適切な指導が必要であることから、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業員(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業員)を想定している。

【特定事業所加算】

問 2－7

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業員の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合」はどのように算出するのか。

(答) 前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の従業員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

【特定事業所加算】

問 2－8

特定事業所加算の算定要件の一つである「常勤(週 32 時間以上の者)の従業員によるサービス提供時間の占める割合」の常勤はどのような範囲の従業員をいうのか。

(答) サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業員が対象となる。

例えば、居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業員によるサービス提供時間の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業員が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業員によるサービス提供時間」に含まれる。

また、常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

なお、常勤の従業者とは、事業所で定めた勤務時間（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）のすべてを勤務している従業者をいう。

【特定事業所加算】

問2-9

特定事業所加算の算定要件の一つである「サービス提供責任者の実務経験」については、サービス提供責任者としての実務経験をいうのか。

（答） サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護等に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

【初回加算】

問2-10

初回加算を算定する場合の取扱いはどうになるのか。

（答）

- ① 初回加算は、初回時のほか、利用者が過去2月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に算定される。
- ② 例えば、居宅介護と行動援護といった複数のサービスを1人の利用者に提供する場合、それぞれのサービスにおいて初回加算を算定できる。
- ③ サービス提供責任者が、従業者のサービス提供に同行した場合については、指定基準第19条に基づき、同行した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、従業者のサービス提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定は可能である。

【緊急時対応加算】

問2-11

緊急時対応加算を算定する場合の取扱いはどうになるのか。

（答）

- ① 当該事業所のサービス提供責任者が、利用者又はその家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できるものとする。
- ② 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。
- ④ 緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、指定基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

【特別地域加算】

問2-12

特別地域加算の適用地域に居住している利用者に対して、指定基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることができるか。

(答) 特別地域加算が適用となるため、交通費の支払いを受けることはできない。

### 3 居宅介護

【居宅介護】

問3-1

特定事業所加算の要件イ(2)の(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」はどのように開催するのか。

(答) サービス提供責任者が主宰し、登録型の従業者も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者1人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(一)については、下線部を除き、同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問3-2

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とはどのような内容か。

(答) 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要がある。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(二)についても同じ取扱いとする。



**【居宅介護】**

**問 3－3**

特定事業所加算の要件イ（２）の（二）の「文書等の確実な方法」とはどのような方法か。

（答）直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能である。

なお、利用者に対して２４時間３６５日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

また、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告についてもＦＡＸ、メール等によることが可能であるが、報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存する必要がある。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ（２）の（二）については、下線部を除き、同じ取扱いとする。

**【居宅介護】**

**問 3－4**

特定事業所加算の要件イ（８）の「指定居宅介護の利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害程度区分５以上である者の占める割合」はどのように算出するのか。

（答）前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の一月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して算出することとする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用回数の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ（８）についても同じ取扱いとする。

## **4 重度訪問介護**

**【重度訪問介護】**

**問 4－1**

特定事業所加算の要件イ（２）の（一）の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」はどのように開催するのか。

（答）サービス提供責任者が主宰し、登録型の従業者も含めて、当該事業所においてサー

ビス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

【重度訪問介護】

問4-2

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とはどのような内容か。

(答) 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要がある。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的に」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

【重度訪問介護】

問4-3

特定事業所加算の要件イ(6)の「24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供している」事業所とはどのような事業所をいうのか。

(答) 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含み年間を通して、24時間派遣が可能となっている事業所をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含み年間を通して24時間体制でサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

## 【重度訪問介護】

### 問 4 - 4

特定事業所加算の要件イ（９）の「指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分５以上である者の占める割合」はどのように算出するのか。

（答）前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の一月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、サービス提供時間数も勘案して算出することとする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間のサービス提供時間数の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

## 5 重度障害者等包括支援

## 【重度障害者等包括支援】

### 問 5

重度障害者等包括支援の対象者の要件について、これまでの「気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」を「人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」に変更した意図はどのようなものか。

（答）バイパップ（鼻マスク）使用者については、気管切開していないものの症状が進行し、発語が困難になることにより、従業者がその意思を読み取ることが極めて困難になるなど支援の困難性が高いことから、重度障害者等包括支援の対象拡大を図るものである。

また、これに伴い、重度訪問介護における１５％加算についても、バイパップ（鼻マスク）使用者へ対象拡大を図るものである。

## 6 日中活動系サービス共通

## 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算】

### 問 6 - 1

今回、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）」という表現となっている。

文章の前半部分で、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」と限定されており、視覚・聴覚言語障害者に対するサービスの提供に対する評価と考えた場合、文章の後半部分に記載されている「知的障害」は、必ずしも「重度の知的障害」に限定されない（重度以外でも可）と解してよい。

（答）お見込みのとおり。

#### 【リハビリテーション加算】

##### 問6-2

リハビリテーション加算は、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者について、その利用日全部について算定されるのか、それともリハビリテーションを受けた日のみに算定されるのか。

（答）当該利用者については、利用日全部について算定される。

#### 【欠席時対応加算】

##### 問6-3

欠席時対応加算については、事業所からの請求によるのか。実績記録票への記載等を考えているか。

（答）欠席時対応加算については、実績記録票への記載を考えている。

## 7 生活介護

#### 【生活介護の人員配置】

##### 問7

生活介護の基本報酬について平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に基づく評価へと見直されているが、平成21年4月以降の事業所における人員配置については、①最低基準を満たせばよいということになるのか、あるいは②従来の報酬区分に基づく人員配置が必要となるのでしょうか。

（答）平成21年4月以降は、生活介護における人員配置の最低基準を満たせば、定員区分に応じた基本報酬の算定が可能となる。

例：利用者の平均障害程度区分が4.5である生活介護事業所における人員配置  
→最低基準に基づき、5：1以上であれば足りる。

例：利用者の平均障害程度区分が4.5である生活介護事業所における人員配置  
→最低基準に基づき、5：1以上であれば足りる。

## 8 児童デイサービス

### 【経過児童サービスについて】

#### 問8-1

経過児童サービスについて、平成21年4月以降についても実施が可能と考えてよいのか。

その際、サービス管理責任者の配置が4月に間に合わなかった場合、配置が可能になるまでの間、人員欠如減算を行うことになるのか。

(答) お見込みのとおりである。

なお、サービス管理責任者の配置については、経過措置を設けているところであるので、ご確認いただきたい。

### 【就学児を中心とした児童サービスの新規指定】

#### 問8-2

就学年齢の児童を中心とした児童サービスの新規指定を行うことが可能か。

(答) 指定基準を満たしていれば、新規指定は可能である。

### 【利用定員】

#### 問8-3

児童サービス費の算定について、従来の「平均利用人員」に応じた報酬区分から「利用定員」に応じた報酬区分に変更になっているが、「利用定員」とはどのように考えればよいのか。

指定基準に定める利用定員か、各単位（クラス）の利用定員の合計か。

(答) 各単位（クラス）の利用定員を合計したものである。

### 【福祉専門職員配置加算の対象職種】

#### 問8-4

社会福祉士、介護福祉士以外の専門職（言語療法士等）は加算の対象となるか。

(答) 加算の対象とはならない。

### 【医療連携体制加算】

#### 問8-5

障害児に対する看護とはどのようなものを想定しているか。

(答) 経管栄養が必要な児童や気管切開を行っている児童等に対する看護を想定している。

## 9 自立訓練（機能訓練）

### 【訪問による自立訓練】

#### 問9

自立訓練（機能訓練）において視覚障害者に対する専門的訓練を訪問により実施する場合、支給決定が記載されているが、現行の支給決定から別途支給決定をする必要があるのか？

（答） 改めて別途の支給決定を行う必要はないが、受給者証に記載する必要がある。

## 10 就労移行支援

### 【就労移行支援体制加算、算定方法】

#### 問10－1

就労移行支援に係る就労移行支援体制加算について、その具体的な算定方法について教えていただきたい。（前年度について80/100、前々年度について20/100を乗ずる趣旨及びその方法）

（答）

1 今回の就労移行支援体制加算については、一般就労への移行に積極的に取り組んでいる事業所に対し、過去の実績も含め、就職・定着の実績に応じて、きめ細かい評価を行うために見直しを行ったものである。

2 また、算定方法については、以下のとおり。

（例）就労移行支援事業所において、

- ・ 前々年度の利用定員30名に対し定着者10名
- ・ 前年度の利用定員30名に対し定着者7名                      の場合

（算定の際は、計算の度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行う）

（1）前々年度の定着者を、前々年度の利用定員で割り、定着率を算定。

$$10 \text{ 名} \div 30 \text{ 名} \times 100 (\%) \div 33\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{1}$$

（2）前年度の定着者を、前年度の利用定員で割り、定着率を算定。

$$7 \text{ 名} \div 30 \text{ 名} \times 100 (\%) \div 23\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{2}$$

（3）前々年度の定着率（①）に0.2を乗じる。

$$33\% \times 0.2 \div 7\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{3}$$

（4）前年度の定着率（②）に0.8を乗じる。

$$23\% \times 0.8 \div 18\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{4}$$

（5）上記（3）及び（4）にて算出した定着率（③及び④）を合わせ、当該加算算定対象となる定着率を算定。

$$7\% + 18\% = 25\%$$

よって、定着率は25%となり、82単位加算となる。

（現行では前年度の定着率が20%以上の場合、一律26単位加算）

※ 定着者： 就労移行支援事業利用者のうち、就職後6か月を超える期間継続して就労している者

【就労支援関係研修修了加算、対象職員】

問 10-2

就労支援関係研修修了加算について、1年以上の実務経験を有する「就労支援に従事する者」とは就労支援員に限定されるのか、職業指導員でもよいのか、その範囲について具体的に教えてほしい。

(答) 就労移行支援事業における就労支援員について、利用者の就職後の職場定着のための支援など、これまで障害福祉の分野にみられなかった範疇の業務を確実なものとし、同時に質を高めるための加算であるため、報酬告示第13の12の就労支援関係研修加算において、「就労支援員として配置」と定めているとおり、就労移行支援事業の就労支援員に限定される。

【就労支援関係研修修了加算、算定範囲】

問 10-3

就労支援関係研修修了加算において、定員30名で2名の就労支援員を配置し、2名とも第1号職場適応援助者の研修を修了している場合、加算は2名分(22単位)算定されるのか。

(答) 就労支援関係研修修了加算は、該当する研修を修了した就労支援員を配置している事業所への体制加算と位置づけているため、該当する研修を修了した就労支援員が複数いても、11単位のための加算となる。

【就労支援関係研修修了加算、算定範囲】

問 10-4

(1) 就労支援関係研修修了加算の算定対象となる就労支援員が非常勤職員であり、すべての日数において勤務しない場合でも、研修加算の対象となるのか。

(例) 定員20名、就労支援員が常勤1名、非常勤1名

このうち、非常勤職員が当該加算対象となる研修修了者

(2) (1)の場合、非常勤職員の就労支援員が、週5日のうち4日を就労支援員として勤務し、残りの1日を第1号職場適応援助者として活動することは可能か。

(答)

(1) お見込みのとおり。就労支援研修修了加算は、研修を修了した者を就労支援員として配置している事業所に対し、評価を行うものであるため。

(2) 平成21年4月に留意事項通知を改正することとしており、この改正後であれば、質問内容の活動は可能となる。

## 11 就労継続支援 A 型

### 【重度者支援体制加算】

問 11

重度者支援体制加算について、平成 24 年 3 月末まで障害基礎年金 1 級受給者が 5 % となっているが、既に移行している事業所も平成 24 年 3 月までは 5 % 以上で加算されるのか。また、旧法施設から既に就労継続支援 B 型に移行した事業所が就労継続支援 A 型に移行する場合、もしくは逆の場合も、5 % 加算の対象となるのか。

(答) 特定旧法指定施設から移行した場合、既に就労継続支援 A 型 (B 型) に移行済であっても、要件は 5 % 以上となる。ただし、就労系でない新体系事業 (生活介護等) に移行した後、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型に移行した場合は、通常の 50 % 以上が要件となる。

なお、ご質問の特定旧法施設から既に就労継続支援 B 型に移行した事業所が就労継続支援 A 型に移行する場合、もしくは就労継続支援 A 型に移行した事業所が就労継続支援 B 型に移行する場合は、5 % 以上が要件となる。

## 12 就労継続支援 B 型

### 【目標工賃達成加算、算定要件】

問 12-1

目標工賃達成加算 (Ⅱ) について、工賃引き上げ計画の作成が要件となっているが、作成予定の場合でも算定されるのか。

(答) 報酬告示第 15 の 4 「目標工賃達成加算 (Ⅱ)」の注 2 において、「作成すること」につき加算するため、実際に作成していることが必要となる。

### 【施設外就労加算、職員配置】

問 12-2

(1) 施設外就労加算を算定する場合の人員配置について

例えば、就労継続支援 B 型 (Ⅱ)・職員配置基準 10:1、利用者 20 人の事業所において、利用者 3 人のユニットで施設外就労 (必要な職員配置 1 人) を実施した場合、事業所全体の職員配置基準はどうなるのか。

(2) 多機能型事業所で、就労継続支援 B 型 (10:1) から 3 人、就労移行支援から 3 人の 6 人で施設外就労を実施する場合、同じ事業所であるので、職員配置は、1 人でもよいのか。

(答)

(1) 施設外就労加算は、ユニット単位で職員を本体報酬算定における職員配置基準の人員 (10:1 分) を必ず配置するとともに、事業所内に残る利用者に対しても、同じ職員配置基準 (10:1) を維持可能とするための加算であるため、職員配置は、

- ① 施設外就労 (利用者 3 人) 職員 1 人
- ② 事業所内 (利用者 17 人) 職員 1.7 人



①+②=2.7 人分の人員配置を満たす必要がある。

- (2) 多機能事業所であっても、事業ごとに施設外就労の目的が異なり（工賃の引き上げか、一般就労に向けた実践的な訓練か）、事業ごとの活動になると考えられることから、それぞれに配置が必要である。この場合、

① 就労継続支援B型：1人以上

② 就労移行支援：1人以上

であり、合計で2人の職員配置が必要となる。

なお、就労移行支援の場合、一定の期間で一般就労に向けた訓練を効果的・効率的に行うこととなる。

【目標工賃達成指導員配置加算、対象職員】

問 12-3

目標工賃達成指導員は、生活支援員との兼務は可能か。また非常勤でも可能か。

- (答) 目標工賃達成指導員は、指定基準を満たすために配置されている職業指導員及び生活支援員に加えて配置したことにより加算されるとともに、目標工賃を達成するための配置となるため、兼務は不可。

なお、非常勤職員の配置も可能となっている。

### 13 施設入所支援

【施設入所支援の利用要件】

問 13-1

生活介護及び施設入所支援の対象者のうち、「別に厚生労働大臣が定める者」について、「特定旧法指定施設に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設若しくはのぞみの園に入所している者又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再入所する者」と規定されているが、これは平成 21 年 4 月 1 日から障害者支援施設に移行する場合において、平成 18 年 10 月以降に支給決定を受けた特定旧法指定施設の入所者（特定旧法受給者でない場合）であっても平成 21 年 4 月以降、引き続き障害者支援施設に入所が可能であると解釈してかまわないか。

また、平成 24 年 4 月以降も引き続き入所が可能であると解釈してよいか。

- (答) お見込みのとおり、今回の改正（※）により、特定旧法指定施設に入所した者（特定旧法受給者及び平成 18 年 10 月以降に新たに入所した者）については、施設利用に係る報酬の算定期限を撤廃し、施設の新体系移行時及び平成 24 年 4 月以降も引き続き指定障害者支援施設への入所を可能とするものである。

※ 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）の改正

**【施設入所支援の人員配置】**

問 13-2 施設入所支援の基本報酬について平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に基づく評価へと見直されているが、平成 21 年度以降の人員配置はどのようなになるのか。

(答) 生活介護と同様、人員については最低基準を満たしていれば基本報酬は算定できるものとする。

**【重度障害者支援加算】**

問 13-3 重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者となる「特別な医療が必要である者」について、現行の当分の間「褥瘡の処置」と「疼痛の看護」を含めるとする取扱いは引き続き継続されるのか。

(答) 引き続き当分の間、継続の取扱とする。

**【夜間看護体制加算】**

問 13-4 夜間看護体制加算は、看護職員が夜勤を行った日について算定するもの（毎日について看護職員が夜勤を行う必要はない）という理解でよいか。

(答) 夜間看護体制加算は、毎日夜間看護体制をとっている場合に算定の対象となる。

**【地域生活移行個別支援特別加算】**

問 13-5 今回新設された本加算と福祉専門職員配置加算の併給は可能か。

(答) 当該加算においては、社会福祉士等の資格保有者を専任に配置することまでは求めないこととしたため、福祉専門職員等配置加算との併給は可能である。

**【栄養マネジメント加算】**

問 13-6 栄養マネジメント加算は、栄養ケア計画を作成されている利用者について算定するのか、利用者全員について算定するのか。

(答) 入所者全員に対する栄養計画の作成を行っている場合に加算の算定対象となり、利用者全員に対して算定するものとする。

## 14 短期入所

**【基本報酬】**

問 14-1

福祉型短期入所サービス（Ⅱ）及び（Ⅳ）は、利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含むのか。含むのであれば、事業者において退所後等の他サービス利用の有無をどのように把握するのか。

(答)

利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含める。

事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、上限額管理事業所に確認するなどして、把握する必要がある。

【短期利用加算】

問 14-2

- 1 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)・(Ⅳ)(いずれも夜間のみ)の利用であっても、「連続して30日」と考えるのか。
- 2 医療型特定サービス費(日中のみ)の利用であっても、「連続して30日」と考えるのか？

(答) 短期利用加算については、いずれの短期入所に係るサービス費においても「連続して30日」算定可能である。

【短期利用加算】

問 14-3

ある短期入所事業所において、過去に利用実績のある障害者等が、一定の期間が経過した後、再度当該事業所を利用する場合に、短期入所利用加算の算定は可能か。

(答) お見込みのとおり。1回の利用が30日以内である場合には算定可能。

【重度障害者支援加算】

問 14-4

重度障害者支援加算の対象者は、告示第8の注1を準用することになっているが、次のとおりでよい。

区分6(障害児ではこれに相当する状態)で、意思疎通に著しい支障がある、次の①又は②の者。

①四肢すべてに麻痺等があり、かつ寝たきりの者のうち、次の(ア)又は(イ)の者に短期入所を行った場合に加算。

(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(イ)最重度の知的障害者。

②別に厚労大臣が定める基準(行動関連項目の合計点数が15点以上)を満たしている者。

なお、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費の場合、算定不可。

(答) お見込みのとおり。

【重度障害者支援加算】

問 14-5

職員体制に関わらず、該当する重度障害者を受け入れた場合、算定されるのか。

(答) 加算対象となる重度障害者を受け入れて支援を行った場合に算定可能である。

【重度障害者支援加算】

問 14-6

受給者証上の表記が必要であるか。

(答) 受給者証上の表記は必要。(共同生活介護においては、重度障害者支援加算対象者の確認をするために、重度支援と記載させることとしているので、短期入所についても、同様に重度支援と記載していただくことになる。)

【重度障害者支援加算】

問 14-7

市町村が短期入所の支給決定を行った者について、重度障害者支援加算の要件(＝重度障害者等包括支援の対象となる者)に該当するか否かの判断、及び加算対象者である旨の受給者証への記載は、職権で行うこととしてよい。

特に、障害児の場合、短期入所の支給決定にあたっては5領域10項目の調査を行うのに対して、重度障害者等包括支援の支給決定にあたっては106項目の調査を行うことに加えて審査会の意見聴取が求められている。

そのため、5領域10項目の調査しか行っていない短期入所利用者について、重度障害者包括支援対象者の条件を満たすかどうかの判断がしにくいため、考え方についてご教示願いたい。

(答) 障害者にあつては、審査会の意見聴取の上、適切に判断していただきたい。  
障害児にあつては、児童相談所の判断によることとされたい。

【栄養士配置加算】

問 14-8

- 1 管理栄養士・栄養士の「配置」とは、事業所との間で雇用契約が結ばれている必要があるか。
- 2 栄養士は他事業との兼務が可能か。また、その場合、複数の事業で加算を算定できるか。

(答)

- 1 栄養士又は管理栄養士については、当該施設に配置されていることとする(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む)
- 2 次のア、イのいずれかの取り扱いとする。
  - ア 併設型事業所又は空床利用型事業所においては、本体施設と同じ加算の取り扱いとする。
  - イ 例えば施設に併設する短期入所事業と3つの施設について栄養士が兼務している場合は、従前の取り扱いのとおり、当該加算の算定の対象となる施設は、2施設までとする。(併設型事業所又は空床利用型事業所はアの取り扱いで施設と一体のものとして取り扱って差し支えない)

【栄養士配置加算】

問 14－9

医療型短期入所サービス費を算定している場合は栄養士配置加算は算定できないとしているのはなぜか。

(答) 医療型短期入所サービス費の報酬には診療報酬上の食事療養費が評価されているので、算定の対象とならない。

【医療連携体制加算】

問 14－10

- 1 看護職員が短期入所事業所を訪問し、利用者に対して看護を行った場合が加算の対象となるが、医療的ケアを行わなかった場合は、加算の対象とならないのか。
- 2 看護職員が複数名で訪問しても加算額は同額か。

(答)

- 1 医療連携体制加算は、看護職員をして短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対し看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し看護を行った場合加算することとしているが、病状等により医師の指示による看護行為が行えない状況も想定されることから、医療的ケアが行われなくても加算の対象とする。
- 2 看護職員が複数名で訪問しても加算額は同額とする。

【単独型加算】

問 14－11

短期入所事業所の「単独型事業所」には、日中活動系サービス事業所に併設して事業を行うものだけでなく、短期入所事業のみを実施しているケースがあるが、この場合も単独型加算の算定は可能か。

(答) 短期入所事業のみを実施している単独型事業所についても単独型加算が算定可能である。

## 15 共同生活介護・共同生活援助

【基本報酬】

問 15－1

複数の共同生活住居を有する事業所の場合、共同生活住居ごとに世話人の配置を考え適用される報酬区分を変えてよいのか。それとも指定事業所全体の利用人数により判断することになるのか。

(答) 共同生活介護及び共同生活援助の人員配置は事業所ごととなっているため、住居ごとでなく、報酬区分も事業所ごととなる。

【基本報酬】

問 15-2

基本単価について、利用者の数をベースにするということは、入退所により単位数が変わるのか。

(答) 利用者の数は、原則として前年度の平均値である。

【体験利用】

問 15-3

体験利用サービス費を算定する場合、体験利用する者への支給決定を市町村があらかじめしておく必要があるのか。

(答) 体験利用に当たっては、通常の共同生活介護又は共同生活援助と同様、支給決定等の手続きが必要である。

【体験利用】

問 15-4

入院・入所している者だけでなく、在宅にいる者も体験利用することはできるか。

(答) 体験利用の対象者は、入院・入所している者に限定されないので、家族と同居している者も利用は可能である。

家族と同居しているうちから体験利用することは、将来の自立に向けてその可能性を育み、高めていく観点からも非常に重要であり、活用が広がることを期待しているところ。

【体験利用】

問 15-5

① 体験利用について、障害児施設に入所している児童が18歳到達後に共同生活介護等に移行することを念頭に体験利用する場合も対象となるか。

② 障害児施設給付費との併給について

①において障害児施設からの体験利用が可能であるとした場合、旧法施設支援との併給を禁じている規定にも鑑みて、障害児施設給付費(入所)と共同生活介護サービス費(Ⅳ)又は共同生活援助サービス費(Ⅴ)を併給することはできないと解しますが相違ないでしょうか。

(答)

① 障害児施設の入所者については、児童相談所長が認めた場合に対象となる。(家族との同居の場合も同様。)

② 外泊扱いとして体験利用は可能である。

【体験利用・夜間防災体制加算】

問 15-6

① ケアホーム、グループホームの体験入居について、人員基準はどのように考えればよいのか。体験入居者以外の人員に対して基準を満たしていればよいのか。それとも利用者及び体験入居者の合計人数に対して基準を満たさなければならないのか。それとも体験入居者専属の人員を配置しなければならないのか。

- ② グループホームの夜間防災体制加算について、一体型についても加算の対象となるのか。また、夜間支援体制をとっている一体型の事業所でも加算を付けることができるのか。

(答)

- ① 体験利用者も含めて、一体的に配置数を算定する。
- ② 一体型においても算定は可能である。

【体験利用】

問 15-7

体験利用の場合の居室の利用形態について

- ① 共同生活介護等の利用者(体験利用除く)が帰宅・入院等により不在の場合に、当該利用者の居室を、体験利用に供することは可能か。可能とすれば、帰宅時支援加算等を算定することは可能か。
- ② 利用されていない居室を、複数の体験利用者に交互に供することは可能か。例えば、同じ居室を、今週はA、来週はB、再来週はAが利用するといった形態。可能とすれば、利用の都度、契約を交わすこととなるのか。

(答)

- ① 平成18年11月13日付け「介護給付費等の算定に関するQ&A(VOL. 1)について」問10の短期入所の場合と同様、当該利用者と賃貸借契約が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、体験利用の用に供することはできない。
- ② 交互に利用することは可能であり、契約方法については適切な方法で締結して差し支えない。

【体験利用】

問 15-8

- ① 共同生活住居に、定員数以外の未使用の居室がある場合、その居室を使ってこのサービスを提供することができるのか。定員に空きのある場合だけか？
- ② 共同生活介護サービス事業所において定員4名(入所者3名、すべて程度区分2で生活支援員の配置はなしのケース)の場合、体験利用者(区分4)を受け入れる場合、程度区分に見合う生活支援員の配置時間を確保する必要があると考えるがどうか。

(答)

- ① 体験利用も定員の範囲内で実施することとなる。定員外の居室を利用する場合には、当該居室分含めた定員に変更する必要がある。
- ② 貴見のとおり。体験利用の者についても通常の利用者と同じ扱いとする。

【夜間防災体制加算】

問 15-9

グループホームの「必要な防災体制」とは、具体的にどういうことなのか。

(答) 報酬上想定しているのは警備会社との契約であるが、職員が夜間常駐している場合については、本加算を算定できる。

【日中支援加算】

問 15-10

日中支援加算について、土日等、日中活動がない日は全て（3日目以降）算定してよいか。

（答）心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなった日に限り算定することができる。

【日中支援加算】

問 15-11

日中支援加算について、高齢やひきこもり等で日中活動の支給決定を受けていない利用者については算定できないのか。

（答）心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなった日に限り算定することができる。

【日中支援加算】

問 15-12

日中支援加算について、日中活動の欠席時対応加算と同日にそれぞれ算定することはできるか。

（答）それぞれ加算を算定することが可能である。

【日中支援加算】

問 15-13

日中支援加算について、就労している利用者に対して本加算が算定される、「心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないとき」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

（答）体調不良等により出勤ができない場合を想定している。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-14

刑務所からの出所者で「これに準ずる者」は、市町村が認定するのか。

（答）詳細の要件は通知に列挙する予定。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-15

「障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関」が設置されるまでの間、市町村はどういった機関に指導助言を求めることができるか。

（答）保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等を想定している。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-16

地域生活移行個別支援特別加算



- ① 注において、特別な支援に対応した共同生活介護（援助）計画に基づきとあるが、特別な支援とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。
- ② 施設基準2では、研修の実施について規定されているが、この研修の具体的な内容はどのようなものを想定しているのか。
- ③ 厚生労働大臣が定める者のうち、「刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者」とあるが、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関とはどのようなものか。
- ④ 本加算と福祉専門職員配置等加算の併給は可能か。

（答）

- ① 本人や関係者からの聴き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育、訓練）が組み込まれた計画を作成する必要がある。特に本人が安定した行動がとれるような要因を踏まえた内容となるよう、支援に当たっての留意事項を明確にすることが重要である。
- ② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の支援にたずさわる地域定着支援センター等の関係者を講師として招き事業所単位で研修会を実施すること、既に支援の実績のある事業所へ出向き実習見学を行うこと、関係団体が行う研修会（テーマが合致したもの）の受講などを想定している。
- ③ 社会・援護局において検討している地域生活定着支援センターの他、保護観察所等を想定している。
- ④ 当該加算においては、社会福祉士等の資格保有者を専任に配置することまでは求めないこととしたため、福祉専門職員等配置加算との併給は可能である。

## 16 サービス利用計画作成費

### 【特定事業所加算】

#### 問 16－1

特定事業所加算について、「次の（１）から（５）までの要件をみたすもの」とあるが、（１）から（５）すべての要件を満たす必要があるのか。いずれかの要件でよいのか。

（答）加算の算定に当たっては、すべての要件を満たす必要がある。

### 【特定事業所加算】

#### 問 16－2

サービス利用計画作成費の特定事業所加算を算定する要件のひとつに、「相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置」がある。

当県では、未だ現任研修を実施しておらず、平成21年度の早い時期に初めて実施する予定である。なお、全国で少なくとも9つの県等が平成20年度末時点で、現任研修を行っていない状況である。

加算の算定に係るその他の要件を全て満たす事業所に対して、平成21年度内

に現任研修を修了することを条件に、平成21年4月から特定事業所加算を算定することを認めても差し支えないか。

(答) 加算の算定に当たっては、すべての要件を満たす必要がある。

【特定事業所加算】

問16-3

指定相談支援の特定事業所加算において、「自立支援協議会に定期的に参加する等、医療機関や行政との連携体制をとっていること」とある。

医療機関や行政との連携体制をとっているのであれば、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会への参加を自立支援協議会への参加に置き換えて対応することは可能か？

(答) 「連携体制」とは、自立支援協議会等の地域における相談支援体制に関する協議の場における委員となっている等、地域のネットワーク作りに参加するなどして医療機関や行政との連携を取っていることを言うものであり、障害者(児)の福祉に関する協議会等であれば対象として差し支えない。

## 17 障害児施設関係

【看護師配置加算、心理担当職員加算 職員配置 共通】

問17-1

看護師(心理担当職員)を配置するにあたっては、常勤でなければならないのか、非常勤でもよいのか。

(答) 常勤であることが望ましいが、常勤的非常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の職員で左記時間数を満たす場合)でもよい。

【看護師配置加算、資格】

問17-2

准看護師を配置した場合も加算の対象となるか。

(答) 准看護師は対象とならない。(看護師のみが対象)

【心理担当職員加算、加算される児童の範囲】

問17-3

心理療法を必要とされる児童のみに加算されるのか。

また、「必要とする障害児が5名以上」とは、契約で利用する児童の人数のことか。

(答) 利用者全員に加算されるものである。

「必要とする障害児が5名以上」については、措置と契約の合計で5名以上であれば対象となる。

【心理担当職員加算、障害児数の判断時点】

問 17-4 「必要とする障害児が5名以上」はどの時点で判断するのか。

(答) 加算の届け出を行う際に満たす必要がある。(満たさなくなった場合には届出が必要である。)

【心理担当職員加算、算定要件】

問 17-5

心理担当職員配置加算の算定要件の一つである「心的外傷のため心理療法を必要とする障害児が5名以上いること」の判断は誰が行うのか。

(答) 児童相談所長の判断となる。

【心理担当職員加算、設備等】

問 17-6 心理療法を行うための部屋や必要な設備とは何か。

(答) 専用室やパーテーション等、障害児が落ち着いてのぞむことができる環境を確保するために必要なものを指すものである。

【心理担当職員加算、担当職員の要件】

問 17-7

心理担当職員の資格要件について「個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるもの」とあるが、児童養護施設等における取扱いと同様と考えてよいのか。

(答) 貴見のとおり。

【地域移行支援加算】

問 17-8

臨時特例交付金による特別対策事業の「地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）」と地域移行支援加算とは同じものか、別途算定できるのか。

(答) 別途算定できる。

【措置費との関係】

問 17-9

看護師配置加算、心理担当職員加算については、措置費でも設けられるのか。

(答) 貴見のとおり。

【グループホーム、ケアホームの短期間の体験利用と併給関係】

問 17-10

グループホーム、ケアホームの体験利用に係る報酬が新たに定められたが、障害児施設に入所しながらグループホーム、ケアホームの体験利用の併給は可能か。

(答) 算定は可能である。(入所施設支援と同様の取扱い)

なお、グループホーム、ケアホームを体験利用する場合、障害児施設については、入院・外泊時加算が算定される。

経過的小児デイサービス事業の取扱いについて

社会保障審議会障害者部会報告を踏まえ、平成21年度以降の取扱いにつき、以下の整理としたところ。

- 1. 小児デイサービス費(Ⅱ)について、平成21年度以降も引き続き算定を可能とした。
- 2. 平成21年度報酬改定に係る主な改正点について

① サービス管理責任者の配置を基本報酬において評価

※サービス管理責任者を配置していない場合は、所定単位の100分の70の単位数となる。

② 指導員又は保育士を加配している場合に報酬において評価

【参考】 小児デイサービス費(Ⅱ)(1日あたり)

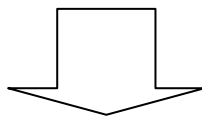
| (改正前)   |        |       | (改正後) |         |              |
|---------|--------|-------|-------|---------|--------------|
|         |        | 基本報酬  |       |         | 基本報酬 指導員配置加算 |
| 平均利用者1日 | 10人以下  | 407単位 | →     | 定員10人以下 | 689単位 193単位  |
|         | 11~20人 | 283単位 | →     | 11~20人  | 465単位 129単位  |
|         | 21人以上  | 231単位 | →     | 21人以上   | 349単位 77単位   |

指定基準

※ 平成18年9月30日以前から小児デイサービス事業を実施している事業所については、指定基準附則第5条又は第6条において、当分の間①サービス管理責任者を置かないことができること②直接処遇職員の配置基準15:2を満たすことで足りること、としているところであるが、これについての変更はない。

## 参考 就学児童を対象に新規に児童デイサービス事業を実施する場合（平成18年10月以降）

平成18年10月以降、新規に就学児童を対象とする児童デイサービス事業（児童デイサービス費（Ⅱ））を実施するにあたっては当該児童デイサービス事業が経過的であることを踏まえ、指定につき各都道府県で判断されてきたところ。



今般の社会保障審議会障害者部会報告を踏まえ、放課後型児童デイサービス事業創設までの間（平成24年3月まで（予定））において、単なる居場所としてではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業については、児童デイサービス事業で実施することとする。（新規も同様）

→ 指定要件は現行と変わらず

### <指定基準>

指導員又は保育士      10人つき2人（10人を超え5人毎に1人）  
サービス管理責任者  
管理者

### 参考 社会保障審議会障害者部会報告

「現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保等が求められていること等を踏まえ、単なる居場所としてではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施することとすべきである。」

## 児童デイサービス費に係る「平均利用人員」から「利用定員」への変更について

児童デイサービスは、前年度「平均利用人員」により報酬単価区分を算定しているため、定員を超えた受入が翌年度の報酬単価区分に影響する仕組みとなっているところ。このため、「利用定員」とすることで、定員を超えた受入により、利用率の向上を可能とするものである。

- 午前クラスと午後クラスに時間帯を分けて児童デイサービスを実施しているケースの取扱いは以下のとおり

報酬単価区分

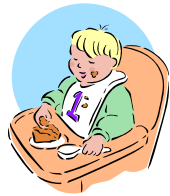
【現行】

午前クラスと午後クラスの合計平均利用人員で算定

【H21.4.1以降】

午前クラスと午後クラスの合計定員で算定

例



午前クラス

定員 5名



午後クラス

定員 10名

【改正後】

午前クラス5名と午後クラス10名を合算した15名が  
報酬上の定員



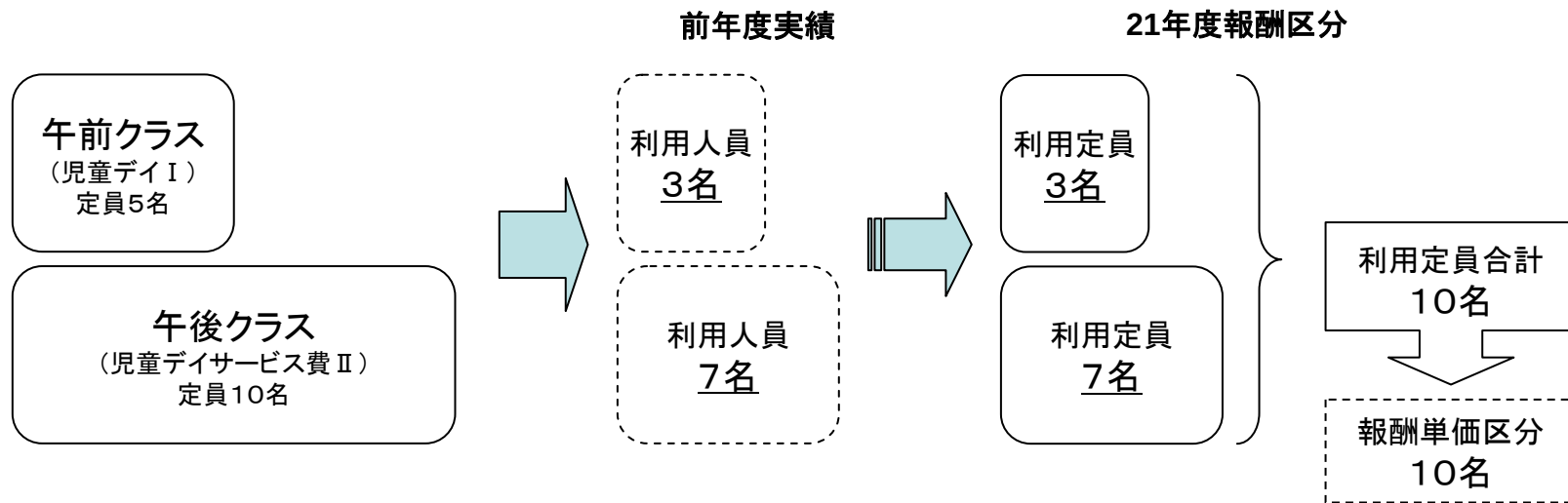
報酬単価区分 11人～20人

### <留意事項>

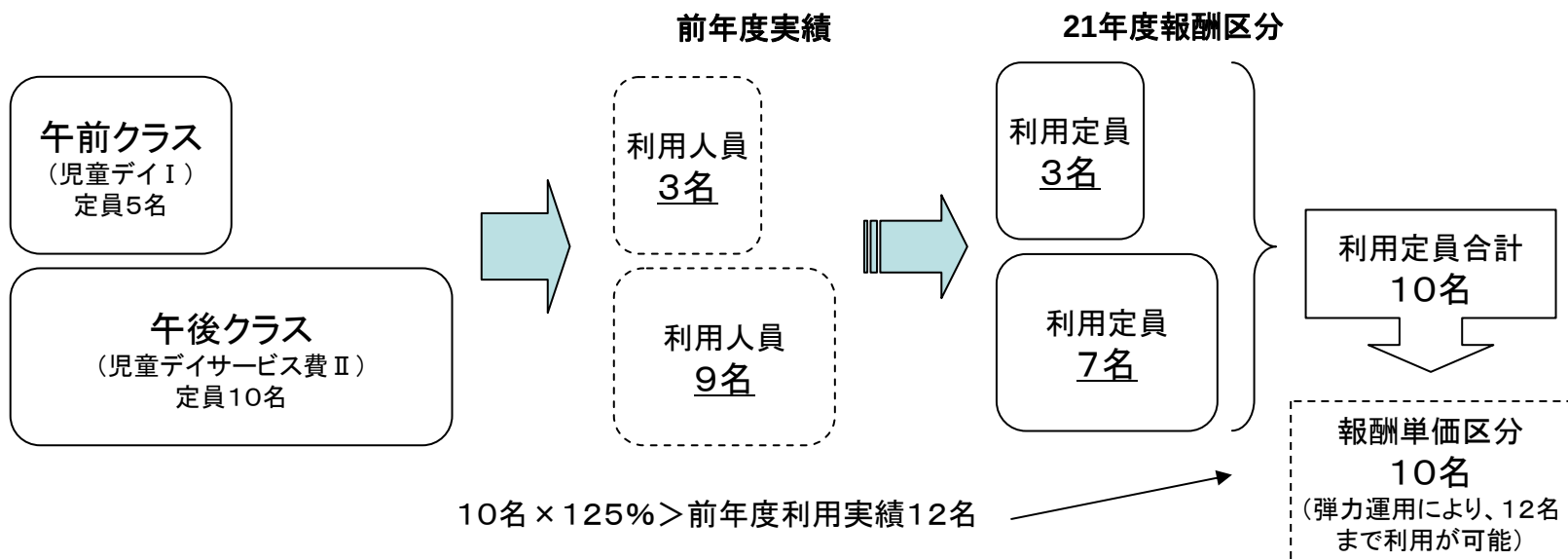
- ① 新たな報酬単価区分の設定(クラス定員の合算)にあたっては、前年度利用人員や定員を超えた受入を可能としていることを考慮すること。 → 例1, 2参照
- ② 曜日によりクラスが異なる場合においては、1週間を平均する等も可能とする。(定員の設定根拠を明らかにしておくこと。) → 例3参照
- ③ 減算等の扱いはあくまで単位(クラス)毎である。

## 具体的な取扱い例

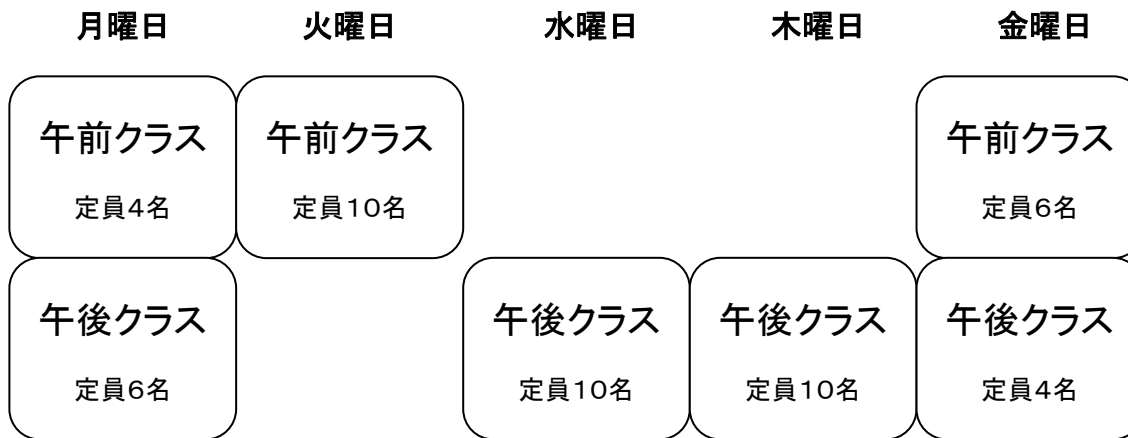
### 【例 1】



### 【例 2】



【例 3】



前年度実績

現行報酬単価区分

クラス定員の合算

21年度報酬区分

